下記に該当する方は、出発前に健康診断書の提出が必要となります：

a)　機内にてご自身及び他のお客様の安全及び健康に直接響を及ぼす、伝染性の疾患をお持ちの方。
b)　病気や障害により、他のお客様を危険にさらす可能性がある、または他のお客様の安全、健康、快適さに影響を与える可能性のある方。
c)　航空機の安全及び、目的地外着陸、不時着陸など、定時運航に影響を与える可能性のある方。
d)　お客様ご自身のケアができず、特別な医療サービスを必要とされる方。
e)　飛行中の環境に悪影響を受ける可能性のある体調の方。
f)　飛行中、ストレッチャーや医療用酸素ボンベ使用サービスを必要とされる方。
g)　生命に関わるような深刻なアレルギー症状のある方。
h)　末期疾患をお持ちの方。
i)　飛行中、特別な医療サービスを受けずに個人で安全に過ごすことが難しいと思われる疾患をお持ちの方、もしくは機内にて体調の悪化が懸念される方。最近退院した方や、手術を受けたばかりの方、病状の深刻な方など。
j)　他人の健康や安全に悪影響を及ぼす可能性のある病気または知的・発達障害が疑われ、飛行の安全及び円滑な運航に支障を与える可能性のある、異常な行動を示される方。
k)　飛行中、特別な医療サービスを必要とされる方、または飛行中に症状が悪化する可能性のある方。
l)　過去に、地上または機内で病状が急変し、飛行機の出発遅延やゲートへの引き返し、目的地外着陸に繋がり、ベトナム航空での旅行続行を希望されたことのある方。
m)　上記に該当しないお客様は、原則として健康診断書の提出は不要ですが、少しでも疑いのある場合には、健康診断を受けていただく必要があります。